

令和2年度子育て世帯への臨時給付金について

～公務員の方は申請が必要です～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯へ、児童手当を受給する世帯に対する臨時給付金を支給します。

支給対象者

令和2年4月分の児童手当の支給を受けている方(令和2年3月31日時点での居住市町村から支給)令和2年3月まで中学3年生だった児童がおり、3月分の児童手当の支給を受けている方(令和2年2月29日時点での居住市町村から支給)
※特例給付の方(所得制限により、児童1人あたり月額5,000円が支給されている方)は対象となりません。



子育て世帯への臨時給付金QRコード

支給額児童1人につき

申請期限

令和2年10月31日(土)※消印有効

申請方法(公務員のみ要申請)

所属庁(職場)から配布される申請書に必要事項を記入し、所属庁より支給対象者である証明を受けた上で原則、郵送によるお手続きをお願いします。

※令和2年3月31日時点の住民票がある市町村に申請が必要です

※4月から新高校1年生になった児童分に関しては、令和2年2月29日時点の住所地に申請

ご案内

ひとり親世帯臨時特別給付金について

現在ひとり親世帯等で、児童扶養手当を受給していない方でも、公的年金を受給中のため児童扶養手当を受給できない方や、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方は該当する場合がありますので、お問い合わせ下さい。

【問】子ども課 ☎889-7028

戦没者のご遺族の皆様へ 第11回特別弔慰金の請求受付について

戦後75周年にあたる令和2年、第11回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人、軍属および準軍属の方々に国として弔意の意を表すために、ご遺族の方へ支給されるものです。

支給対象者

令和2年4月1日において、戦没者の死亡に関し、公務扶助料・援護年金等を受ける方がいない場合に、下の支給順位の先順位のご遺族(戦没者の死亡当時に生まれていた方)お一人に支給します。

【1位】弔慰金の受給権者

【2位】戦没者の子

【3位】戦没者の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時の生計関係の有無や、氏の変更等の状況により、順番が入れ替わります。

【4位】上記の順位1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●各字の、特別弔慰金受付期間予定表

字	受付期間	字	受付期間	字	受付期間
宮城	9月下旬	山川	11月上旬	津嘉山	12月
新川		神里		与那覇	1月
大名	10月中旬	喜屋武	11月中旬	兼城	
宮平		照屋		本部	

請求期間

令和5年3月31日まで

(請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意下さい。)

案内通知の送付および、各字の受付期間について

前回の第10回特別弔慰金を南風原町で受給し、現在も南風原町にお住まいの方には、順次案内通知を送付します。

案内通知には「受付期間」が記載されていますので、指定された期間に窓口にお越し下さい。

なお受付期間は下の表のとおりです。時期が近づきましたら案内通知を送付します。

※前回の特別弔慰金を南風原町以外で受給していた方や、前回の受給者が亡くなっている場合は、送付先の情報がないため、案内通知の発送ができません。子ども課にてご相談下さい。

※お急ぎの方は案内通知が無くても受付は可能です。

申請場所 子ども課窓口(南風原町役場1階)

※新型コロナウイルス感染症の状況状況などにより、受付指定期間が変更することもありますので、ご了承下さい。
また前回と同じ方が請求する場合、郵送での手続きが可能ですので、お電話にてお問い合わせ下さい。

【問】子ども課 特別弔慰金担当 ☎889-7028

南風原町の新型コロナウイルス感染症対策 第2弾

南風原町では、新型コロナウイルス感染症対策(第2弾)を実施しており主な事業についてお知らせします。今回は新型コロナウイルスの感染防止策や感染症の影響に対する支援などに取り組みます。各事業の詳細については問い合わせ先に確認をお願いします。また、町のホームページでも公開していますのでご確認ください。

今後も状況に応じて必要な対策を行いますのでご理解とご協力をお願い致します。

生活についての支援

ひとり親世帯等子育て支援給付金支給事業

○対象者等：児童扶養手当受給世帯

○事業(支援)内容
感染拡大の影響を大きく受けていることが懸念されるひとり親世帯への生活を支援するため、児童扶養手当受給世帯へ児童一人あたり2万円を支給します。
※8月27日に第1弾の1万円と合わせて合計3万円を支給済。

(問) 子ども課 ☎889-7028

幼稚園おやつ代支援事業

○対象者等：町立幼稚園の預かり利用保護者

○事業(支援)内容
町立幼稚園の登園自粛期間におけるおやつ代について、キャンセルできなかった分を支援し保護者の負担を軽減します。

(問) 学校教育課 ☎889-6181

地域経済活性化

地域消費促進事業(第2弾)

○対象者等：全町民

○事業(支援)内容
町内事業所を支援し地域経済活性化を図るため、町内事業所で使える商品券を町民1人あたり額面5千円の商品券を3千円で販売(内2千円飲食店限定)します。

(問) 産業振興課 ☎889-4430

町内事業者等への支援

地域産業支援事業

○対象者等：昨年比売上25%以上減少した事業所(中小企業、個人事業者、農業含む)(スナック、キャバクラ等は対象外)

○事業(支援)内容
新型コロナウイルス感染拡大により影響を受け減収となった町内事業所に応援支援金10万円を支給します。(今後も事業を継続する事業所に限ります)

(問) 産業振興課 ☎889-4430

新型コロナウイルス感染症対策放課後児童クラブ・保育所等の従事者慰労金交付事業

○対象者等：放課後児童クラブ・保育所等の従事者

○事業(支援)内容
新型コロナウイルス感染拡大期や小中学校の臨時休校期間においても、町からの要請に応じて開所を継続した放課後児童クラブ・保育所等の従事者に対し1人1万円の慰労金を給付します。

(問) 子ども課 ☎889-7028

教育への支援

学校ICT環境整備事業

○対象者等：小中学校

○事業(支援)内容
児童生徒へ1人1台の学習用端末を整備し、第2波などによって臨時休校になった場合でも家庭学習が行える環境を整備します。

(問) 学校教育課 ☎889-6181

図書館パワーアップ事業

○対象者等：町立図書館利用者

○事業(支援)内容
新型コロナウイルス感染拡大の影響による在宅時間の読書(学習)環境の充実に向けて電子書籍による貸出しを行います。

(問) 生涯学習文化課 ☎889-0568

高齢者への支援

活動自粛によるフレイル予防事業

○対象者等：町内在住高齢者等

○事業(支援)内容
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて外出自粛等をしていただいた高齢者のフレイル・介護予防を図るため、ちむぐくる館の健康増進室に運動器具を設置します。

(問) 保健福祉課 ☎889-4416

感染拡大防止対策

東部消防資機材等購入事業負担金

○対象者等：東部消防組合

○事業(支援)内容
搬送時における新型コロナウイルス感染症対策のため、救急感染防止衣や消毒液等を確保し、安全で迅速な救急活動を行います。

(問) 総務課 ☎889-4415

自治会衛生対策支援事業

○対象者等：各自治会公民館等

○事業(支援)内容
各自治会公民館等施設の感染症対策のため、マスクや消毒液等を確保します。

(問) 総務課 ☎889-4415

行政IT推進事業

○対象者等：町民等

○事業(支援)内容
新型コロナウイルスによる感染拡大防止を図るため、町税等のスマホ収納による納税方法の拡充を行います。

(問) 企画財政課 ☎889-3792

安全かつ安定的な廃棄物の適正処理に伴う感染症予防事業

○対象者等：家庭ごみ収集業者等

○事業(支援)内容
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けても安全かつ安定的な廃棄物の適正処理を行えるよう消毒液等を確保します。

(問) 住民環境課 ☎889-1797

税務申告等新型コロナウイルス感染防止事業

○対象者等：税務申告対象者等

○事業(支援)内容
各種税の申告時の感染拡大を防止するため、町県民税及び償却資産について郵送での申告を促すとともに、申告会場での感染防止策を講じます。

(問) 税務課 ☎889-4413